三猿文原中中

并添名器

二號

昭和十三年五月十六日

賜ハリタル勅語四月十七日自治制發布

今ヤ希有ノ時局ニ際會セリ 股カ忠良ナル 会々自治ノ根柢ニ培ヒ以テ國家無職ノ康福 に民克ク私ヲ去リ公ニ率シ規制ニ恪遵シテ

自治制發布五十周年に際し_____

7

市長青沼蜂太郎

第二號 昭和十三年五月十六日 (每月一回十五日發行)

2|5

市.

公

報

П	ri:
ŀ	•
	公
	報
	70
1	
2	绑
3	=
,	號
	2),0
2000	
2	昭
20,000	和
1000	T
	昭和十三年 五月十六日
Table 1	五
4	月
į	+
	걈
	Ħ
阿克	盈
ı	毎月
Ĭ.	_
	回
	回十五日發行
	ユロ
20	發
	秄

四市及白河町表彰セラル表彰狀左ノ如シ

島 縣 平 市

戸籍及戸寄留事務ノ成績優良ニシテ他ノ模範ト爲スニ足ル仍テ玆ニ之ラ表

昭和十三年四月十九日

表彰サレタ者ハ町村長十二名、助役八名、收入役四名、書記二十四名、町 村會議員二十八名、合計七十六名內本市該當者小泉書記ノ功績ヲ摘記スレ 自治制發布五十周年記念式ニ於テ本縣知事ヨリ永年勤續自治功勞者トシテ 四月二十九日縣並ニ縣町村長會合同主催ノ下ニ縣教育會舘ニ於テ擧行セル ハ左ノ通テアル 福島地方裁判所長 髙 治

彰 狀

小 佐

發布五十周年記念式ニ當リ文庫壹個ヲ授與シ兹ニ之ヲ表彰ス 多年地方自治ノ要職ニ膺リ恪勤精勵職務ニ霊瘁シ功勞尠カラス仍テ自治制

昭和十三年四月二十九日

福島縣知事從四位勳三等 君 岛 吉

(功績概要)

方自治ノ事務ニ携ハルコト勤續二十九年有餘其ノ職務ニ勉勵ナリシハ他ノ 明治四十一年七月石城郡平窪村書記拜命、昭和四年九月助役ニ昇任、昭和 十二年六月平窪村ヲ平町ニ併合シ市制施行同時ニ平市書記トシテ就職シ地

市 公

報

绑

號

昭和十三年五月十六日

四月二十二日發令 模範トスルニ足ルモノナリ 冤

書記補ヲ命ス

書記補

旻

谷

]1]

Œ

男

雇

長

谷

H]

Œ

男

依願解職、

委 員

四月廿三日 四月十四日 四月十三日 四月九日 四月廿三日 公會堂委員會 土木委員會 土木委員會 水道委員會 土木委員會

四月廿八日

公會堂委員會

五月五日 五月九日 五月三日 五月十一日 公會堂委員會 第四小學校委員會 土木委員會 第五小學校敷地委員會

市 奓 會

昭和十三年五月十日開會附議事件左の如し

- 昭和十三年度平市歳入出豫算追加の件
- 一、地租附加税及特別地税附加税徵收期日變更の件
- 一、市有地貸付の件
- 一、特別税戸敷割の訴願に對する辯明の件
- 水道不用品質却處分の件
- 一、寄附採納の件(五件)

一、區長推薦の件

(每月一回十五日發行)

一、自治制五十周年記念式擧行に闘する協議

=

13. The Control of 18.00. 7

文 書

四月中文書收受發送數

				4.										
其	家	ED	****			財	兵	F	產	配	I.	學	庶	副
他	屋	鑑		計		務		籍、客	業	會	務	務	務	[feltz
		二四九	四月		介所	課	事		課	課	課	課	課	分
≡	七	九	中				. *							
	公	身	證明	二、五	=			DU	=) (70	收受
計	課	分	件數	力	三	<u>一</u> 四	=	七七	0	九七	五二	六五	三七	數
	二八二 踏次			二、七三四	二六五	五九一	1回0	三六〇	四三三	— 〇八	七四	10x	四五八	發送數
	資格 二七	地三		五、二三三	五九三	八三二	四五二	八三七	七三二	三〇五	三六	三七一	八八五	計

產

銅使用制限規則施行に就て

本規則に於て銅、合金とは黃銅(眞鍮)青銅、砲金、洋銀(洋白)及赤銅を謂 られ五月一日より施行せらるゝことゝなりました。 昭和十三年四月二十三日商工省令第十八號を以て銅使用制限規則を改正せ ふのでありまして之を建築物の屋根、庇、樋、化粧張、煙突、排氣筒、枠

> 地方長官の許可を受くることゝなりました。 **扉、窓格子、手摺、階段、辷止、又は日除金具として使用せんとする者は**

而して許可を受けんとするものは規則第三條に掲ぐる左の事項を記載した る許可申請書を要します。 一、銅叉は銅合金の種類別用途、使用數量(二、銅叉は銅合金を使用せ

又左に掲ぐる物品又は部分品を製造する場合に於て銅又は合金を使用せん とするときは地方長官の許可を受くることゝなる (規則第四條) 三、火鉢簞笥、机、傘立、帽子掛、其他の家具什器 六、煙管、灰皿、 煙草盆、其他の喫煙用器具八、簪、ピン帶止、鎖、指輪、其他の装身

は請負人の氏名名稱

築する場合に在りては工事着手及竣工の豫定時期 六、請負人あるとき んとする事由 三、建築物の位置 四、建築物の用途 五、建築物を建

具 一一、玩具 一三、看板及廣告用文字 一四、家庭用金物及雜貨

前項の許可を受けんとする者は左の事項を記載せる申請書を提出すること るときは其相手方別購入敷量 四、銅又は銅合金を 使 用 せんとする事 三、使用する新銅又は新銅合金か規則第六條の規定に依る許可を受けた 一、製造する物品の名稱及數量(二、銅又は銅、合金の種類別使用數量 (以上の外平市に該當なきと認むるものは省く)

れたし。 間以内に地方長官に屆出を要します、其他の詳細は市役所に就を問合せら 爲すを業とする者は五月一日現在の當該物品又は部分品の在庫數量を二週 料著くは材料製造中のものは所定の事項を地方長官に屆出づべく又製造を 以上は其概要を記述せるに過ぎません、但し本則施行の際規則第二條の建 築物等に使用中のもの規則、第四條、第六條に掲ぐる物品若くは部分品原

度量衡係員設置に就て

とを期する事が必要であります。就て從來縣の檢所の方で度量衡器の檢查 り専ら指導を主として居りますから今後市の係員が訪ねました際は腹臓な 衡器の檢査及商品の度量衡に依る計量上の調査並指導等を致す事になりま て其の指導調査の専任の技術者を置き先進都市同様各戸毎に訪問して度量 に中々手が行き屆きませんので種々不便の點がありましたが此度本市に於 取締を致して居りましたが、縣下一般に亘り居ります關係上、其調査指導 **愛買に付ても家庭生活上にも其影響が尠くないので物の計量の精密と正確** 世の進展と共に度量衡は社會百般の事に最も深い關係がありまして物品の した市の係員の行ふ事は縣の行ふ取締と違ひまして皆さんの相談相手とな く御申出下さいまして其指導を充分に受けらるゝ様希望いたします。

第三回東北振興物產宣傳大會

二、展 一、見 示 本 婸 期 期 昭和十三年 至六月十二日 東京日本橋區室町三越本店五階 昭和十三年五月三十日三十一日二日間 十二日間

三、競 技會 場 仝

會期、會場、展示會二同

木工品、玩具、ムシカマド、海産加工品

公園觀櫻客と平驛乘降人員

本年四月九日より二十日迄に於ける松岡公園觀櫻客團體申込は左の如く昨

市

公

報

昭和十三年五月十六日

(每月一回十五日發行)

年(四月十日より二十三日迄)に比し減少するも一般觀覽者は大差なかる べく尚花の季節に於ける平驟乘降客を掲げて参考に供します。 臨時降車 最多[弊 貸遊數 申込件数 BIJ 三、八四三 五、〇一五七、一九六 九、四七六 本 五〇、〇〇七四八、八〇五四 五一、四七九 三四 一、五三 年 年 前 二八七 五七、八三七八二、五〇〇 年 六〇、九一六 二、五七二 本年(四一七) 前年(四十八) 一、五九五 八八三 前年は四月十八日本年ハ四月十七日 二、九六〇 一、二〇八

四月二十四、五の兩日執行せられたる本年度壯丁受檢人員及成績は左の通 りであります 本

成

繈

一五三名 三三名 三〇名 六二名 五名 入寄留 三二名 八九名 一七名 一三名 小

一〇九 四六

市

後三時悲しみの盛儀は嚴肅裡に滯りなく終了したり。 其他塗次弔詞、玉串捧奠、燒香、遺族の玉串捧奠、燒香をなし、弔電朗讀 し拜禮の上神式、佛式に移り市長の祭文三陸軍長官の代拜知事代理を始め 中小學生等多數參列所定の順序により野崎委員長開式を述べ一同英靈に對 理聯隊區司令官、縣知事、市名譽職、官公衙長、各種團體を始め一般市民 **藤副委員長、市葬係員、夫々分擔盛大裡に執行せらる式塲には各部隊長代** 學校講堂に於て靑沼市長司祭者となり野崎委員長、蓮沼、藤田、山崎、伊 故陸軍歩兵軍曹丸山芳春氏の市葬は四月二十二日午後一時式場たる第三小 同拜禮、市長の挨拶、遺族の謝辭、次て伊藤副委員長の閉式の辭にて午

籍 及 寄留

分廢入相死保後佐見 養子緣組 四月中戶籍件數 一九凡 證別戶 籍計 整抄 令本 出 寄 留 留 一家 創立 籍 寄留腦抄本 四月中寄留件數 一九七 一五 二三八件 二二四八 三五一件 二八 O Z 七八

闘・ニ

ス

離 婚同 籍戶

認出

件事ル

衛 生

四 月 中 埋 火

火葬三七 埋葬二五 死產四 計六六件

春 季清潔 法日 割

五月六日 五月十七日 五月十六日 舊平町西部及北部一帶 舊平窪村一圓 東部

財

租税制度の改正と市税の賦課徴收に關する措置

の必要を生するに至つたので、此の財源は大部分を公債に俟つことしなつ 臨時租税増徵法中改正法律外七件の法律は是に關するものであり、旣に去 付ては支那事變の勃發によつて稅制の基礎となるべき諸般の經濟事情並び 次に支那事變に闘する臨時軍事費豫算として第七十一回及び第七十二回の る四月一日より施行に相成つて居るのである。 各税に亘り部分的の事項についてのみ改正を加へたものと思はれる、即ち には改正を行ふ時機に非ずとしてこれを見合せることゝし目下の措置とし に國民負擔力に相當の變化を來しつゝあるので政府に於ては此の際全般的 第七十三回帝國議會の協贊を經たる中央、地方を通ずる租稅制度の改正に 萬円であるが今回更に四拾八億五千萬圓と云ふ巨額の豫算を追加計上する 兩度の帝國議會の協赞を經た額は新聞雜誌等で御承知の如く或拾五億四千 ては現行租税制度の上に於て出來得る限り負擔の適正を閊るといふ趣旨で

獨り財政上の見地より斯く認められたばかりでなく此の際銃後の國民が其 たが、其の一部は租税によつて之を支辨するのが適當と認められ、これは

對しては此の際その負擔する地祖又は營業收益稅の輕減を圙ることが適當 工業者にして今回の支那事變の影響等により收益の著しく减少せる方面に 他の一面に利益の著しく碱少して居る向もあり、特に自作農者又は中小商 更に今回の事變の影響等により一方に於て利益の增加したる者あるに反し して物品税と爲し、また新に通行稅及び入場稅をも創設せられたのである 又は行爲に對し課税するの趣旨を以て從來の物品特別稅の課稅範圍を擴張 増加したる方面に對しては臨時利得稅を改正して、その增加利益に重課す と認めらるゝ至つたのである。 ることにせられ、更に比較的擔稅力ありと認めらるゝ方面の消費する物品 云ふべき所得稅を中心として增收を圌ると共に事變の影響等により利益の あるとの趣旨に出でたものである、其の増税の内容は租税制度の根幹とも 分に應じて租税に因つて國家に奉仕すると云ふことは正に當然の責務で

至り旦つ之が賦課徴收に付ては臨時的措置を執ることゝ相成つたことは窓 以上の如くてあつて從つてこれ等に伴つて地方税についても改正を見るに れたものと謂はれて居る。是亦四月一日より施行に相成つて居るのである これ等主として時局に闘聯して執るべき租税上の措置を一括して規定せら 鍍産税を免除せられ棉花の節約に資する為には或る種の織物を課稅外に置 又現在我國に於て不足せる重要鑛物の增產を圖る爲一部の鑛業稅及び特別 くの必要があると云ふので今回制定せられた、臨時租税措置法なるものは し當然の歸結と謂はねばならぬ。

賦課徴收に關する措置については其の留意すべき事項を特に縣より左の如 今回地方税に關し勅令及省令を制定公布せられ、これが實施に關し市稅の く通牒せられた。

通 拔 萃

(本文省略)

一、地租附加税及特別税の賦課徴收期日は之を八月以降に繰下ぐること、

一、前項の措置に因る財源の補塡等の爲家屋稅附加稅の徵收期日を本稅同 様に繰上ぐること(家屋税の徴收期日繰上に闘しては考究中に付追て通 要する場合は還付等繁雜なる手續を要すべきことあるを豫め了承のこと 但し既に賦課したる向に在りては後日補給金の交付に伴ひ該稅の輕減を

三、戸敷割の徴收期日はなるべく八月以降に繰下ぐること。 尚地租附加税、特別地税附加税は縣税地租附加税及特別地税と同時に徴 收すること」なる。

四月十一日~平市外九ケ村に對する補給金配分資料調査打合會を市會議事 四月十一日 磐城高等女學校講堂に於て石城郡及双蝶郡の一部愛國婦人會 役職員會開催。 堂に開催、 齋藤地方課屬、庶務課、稅務出張所員出張指示せらる。

四月十一日 現職區長吉田鎭政氏葬儀に付市より弔慰金、花輪を呈し關係 者参列、市長より弔詞ありたり。

四月十五日 鐵工業者の會合あり縣より平子屬出張。

四月十五日 慰問袋募集に闘し學校長、愛國婦人會、國防婦人會幹部、 他關係者の協議ありたり。 其

四月十五日(名譽の戰死者丸山軍曹遺骨午後六時二十二分平驛に無言の凱 旋せられ青沼市長、市會議長、名譽職員、官衙、學校長、軍人分會、青 年團、愛國婦人會、國防婦人會、其他多數出迎へたり。

四月十七日 縣社子鍛倉神社例祭に付伊藤助役供進使代理として参向した

四月二十日 縣下市長會をマルトモホールに開催各市提出案件に付協議打 合をなしたり、縣より田中地方課長、忽那工場課長、齋藤腐臨席せらる

公 報 第 號 昭和十三年五月十六日 (每月一回十五日發行)

Charles Lander Long Land

理に關する視察をなす。四月二十一日 旭川市参事會員一行來廳、土木、水道施設、衛生、汚物處

五月一日 名譽の戰病死を遂げたる高喬上等兵、管本寺务一等兵置骨手後協議會あり、濱三郡食料品生産者多數出席したり。 五月一日 第三小學校講堂に於て滿鐵消費組合員一行仕入品調査に關する

出迎へたり。出迎へたり。

北

五月四日 忠魂祭典擧行に闘し平市長、町村長會石城支會長、平市聯合分2 五月三日、市葬執行に闘する協議會開催す。

五月六日 平市体操大會に關し關係者打合會を開き六月二日磐中グランド十五日と决定したり。 一十五日と决定したり。 一會長、平警察署長、町村長會支會評議員、其他關係者の協議會あり五月

五月九日 北畠顯家卿六百年祭牽修奉贊會組織に關し協議會を開く。 に開催の件决定。

城	戶 昭和 四、 五、一 六二、二二	青森 〃 三一、 四、一 九三、四一四	前明治二二、四、一五〇、七一		废 昭和 八、四、一	路川九、七、一五六、	蘭 〃 七、二、一 六五、	大正 三、四、一 九一、	梅 〃 三十二	新 // 三一、一〇、一 二〇七、	剪 明治三二、一〇、一 一九六、	見 する ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				全國各市施行年月日及最	出迎へたり。	1,1,1,1
→ 秋 田 明治二二、四、一 六〇、六四八	秋	酒 田 昭和 八、四、一 三一、	鶴 岡 大正一三、一〇、一 三七、	米澤〃二二、四一五〇、	山 形 明治二二、四、一 六九、	山 。形	1 会 不 邮 和 三 元	金 6 日 日 2 二 - 四 -	多 司 月 新二二十二 可 1 一 1 T L 1	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	一 石 卷 昭和 八、四、一 三三、五三	蹇 明治二二、四、一 二一九、五	市制施行年月日	(男孩子県 非発達)	系上	近人口	五月十日 第一小學校!	
金澤	石川	高 岡 〃 二二、四、一 五七、二四九	富山明治二二、四、一	山		田〃四四、九、一三一	岡 〃 三九、 四、一 六二、	新潟		北信	平 昭和二二、 六、二 三二、二九三	山大正一三、	、四、一四八、	若 松 明治三二、 四、一 四八、五七四	市名 市制施行年月日 人 口	福島	小學校に於て強蒙開拓青少年壯行會を擧行。	

宫

4 5.	ľ
	l
市	į
	1
公	ı
	ŀ
報	
•••	
	Ì
第	į
n-	
_	Į
_	i
號	
<i>₩</i> €	
m	
咝	
和	
昭和十三年五月十六日	
Ξ	
华	
Ħ.	
月	
+	
六	
H	
_	
0	
每	
(毎月一	
一回十五日發行)	
-	
Ħ	
H	
200	
*	
	,

	-						-				_	بنتند	-			-	نبوش	سسة	_		-	-			
前	群	浦	熊	jıl)]]	埼)11	一横須	横	神奈	 八 干	東	東		飯	岡	 	松	-	長		,	市	福
橋明	馬	和 //	谷〃		越大	无			須賀ル	濱明	川	八王子 大	京明	京		田川			//	野明	野	賀昭		名	井
明治二五、		* ;*	。 八		大正一一		昭和七、	企一三、	/ 四〇,	明治二二、		大正 六、	治二二、一		東		昭和一一、	大正 八	四〇	治三〇、		和二	明治二二、	市制施	
<u></u>		~ =	(四	. •	- - -		· 四	ても、	\ <u>\</u>	一 、 四		九九	五、			四				· 四				施行年月	
			_		-			- -	五.	<u>`</u>	s [†] :	, , ,	五.			_	_	-		_				日日	
八七、		四四四	三七	五三	三五		三八	一六九、	一八七、	七二二、		五九	八九五、		•	二九	<u></u>	三五	七三、	七七		=0	九一	人	÷
一七		•	、六四九	-	、一九二		=	0111	、一八六	、九〇二		、四九四	、八八二	•		、三九八		、三八〇	、三五三	三五		- 1	liloli ,	П	
-	,	八 ——	九 ——	六 —	=		八 —	· 	六 —	<i>=</i>		<u>U</u>	<u> </u>				Ξ			五.					
TEGR		半	潮	_	岡	農	名古	愛		甲	Щ		市			千	水	茨	栃木	足	宇都	栃	桐	髙	市
岡	123	田		宫 "	崎士	橋	=	知	東	府	梨	橋	<u>И</u>	子	葉十	葉	F	城	木	利士	宮田田	木	生士	崎昭	名
明治二二、		<i>"</i>	昭和	<i>"</i>	大正・	/ 三九	座 明治二二、		3.5	明治二二、		<i>"</i>	// .	昭和:	大正一〇		明治二二、		昭和二、	全二	明治二九、		大正一〇、	明治三三、	市制
		-; -		Q	五				海	=	`	117	九一	八	Ç		÷	10	-	Ų	兀		Ų	=	制施行年月
四.		Q	Q	九	t	八	Q ,			弋、		рц		=	-	-	四		四	- ;	<u></u>		=	M	年月日
					_				•										_						
100,		四九	•	五三、	七七、	四 〇 、	10	e.	٠.	八二、		四三、	四六、	六〇、	八五、		六三、		=	四八、	八七、		八三、	六四、	人
セミセ		八一	五五三	三七六	一九五	七三五) 三 二 四			六六四		0110	七一一	七二	五五一		八一六		三五	八七五	一二九		九四八	元三	п
	大			滋		奈			京	<u> </u>		_				_				一岐					 ,
ナ	•	彦			奈		福知山	京			桑	松桩	宇治山	四日六	津			大	岐阜			ě.	沼油		市
即	阪	根照		賀	良明	良			都	近	名		ш	11		重	昭	垣大	阜明	阜			津大		名
明治二二 四 一 二 ナアナ アモロ		昭和二二	明治三一、一〇、		明治三一、	,	昭和一二、	明治二二、		418	_	昭和八	三九	II.O	明治二二、		和一	大正七、	明治二二、		昭和二	- - =	大正一二、	明治四四、	市制
pr	1	₹	- - -		•		四四			IIV.	=	·	·								=	=	<u> </u>		市制施行年月日
_	• •	=	. Q		=	٠.		. -			匹	=	九一	八	四	•		四	七、		四二	~; _	せ、ー	せ、	月日
_ 	S	=	سد.		· #		· ==	0	, s . '		_	=	+	<i>#</i>	مبايد			Ŧ	=		0 -	 مايد	נתו	— IIII	
アナ	L L				五		三二、四五一	一、〇八〇、五九三			三七、一						八、		一二八、九		111,	八 、	四九、	四七、	人
明治二一 四 一 二 ナアナ アモロ			七一、〇六三)	五五、九六八		五.	五九三		•	二九一	六六一	四九四	四七一	八八八		九六二	二九	七二二		八三一	1 1111	八二四		П
1																									

The state of the s

		1990	1700			responsible						
部 大正一〇、一一、一		道川三、四、一三島明治二二、四、一三	山 川 四、二二、一敷 昭和 三、四、一	山明治二二、六、一二中國、四國	1 // 八、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一	府 大正 五、四、一 一 路 〃 兰二、四、一 九 月 明治二二、四、一 九	南 // 九、五、一	新 宮 昭和 八、一〇、一 一和歌山 明治二二、 四、一 一	が 昭和一 四 一	中川一、一〇、一五	田 大正一一、二、一 一	名 市制施行年月日 / 、
カニ	三六、八三一	八一	三六、〇九二	六、一四	九二	九一、三七五一二、一七九		三二、〇五五	I.	六八	三九、〇九七	
松倉司シ	留米 〃 ニニ、 四、一 ・九一、九 一 岡・明治二二、 四、一 二九一、一 岡・	九川、沖縄高、知明治二二、四、一〇三、四〇五高、知明治二二、四、一〇三、四〇五高、知	新居濱 〃 一二、一一、三 三二、五八幡濱 昭和一〇、二、一一三〇、五	子印品 ルート 大正一人 田田 田田 田田 田田田 田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	丸高 龜松	香川、一〇、一一一六、二〇六億。島明治二二、一〇、一一一六、二〇六億。	米 子 昭和 二、四 一 三八、七三四 鳥 取 明治二二、一〇、一 四八、五四五	取 明治二二、四、一 五二、	根の一、八二五五、四	山 // 10、10、1五 三二、	七、七、一 三二、五	市名 市制施行年月日 人 口,
一、人口は國勢調査人口を昭和十二年六一日現在の市域に組替へて掲上せるのなり。	考首那一、本調明治	繩明治二二、四、一一	本 明治二二、四、一 一九一、 本	都城 / 一三、四、一 六〇、二三九宫崎 大正一三、四、一 六四、七二六宫崎	中別大津府分		等。	佐賀明治二一、四、一五〇、一三四佐賀	飯塚 〃 七、一、二〇三九、直 才 略和 六、一、一 四三、	畑ルー三、九、一 六七、	大牟田 〃 六、 三、一 一〇四、九九二 八 幡 大正 六、 三、一 二一二、四七三	名 市制施行年月日 人

0

報

第二號

昭和十三年五月十六日

(毎月一回十五日發行)